**2015年2月議会　議案質疑　介護保険特別会計予算**

第8号議案平成27年度藤枝市介護保険特別会計予算

来年度から策定される第6期の介護保険予算案では、保険料の値上げが提示されております。標準的な収入とされている方で（基準額で4690円から4980円に）なる予算案であります。

介護保険制度は3年ごとの制度改定その全てで値上げが行われてきました。それは介護を必要とする高齢者が増えれば増えるほど保険料が値上げになる仕組み、制度の根本的な欠陥があるからであります。ですので、保険料値上げは藤枝市だけの問題ではなく、全国で共通する問題なのでありますが、だからといって地方自治体でやれないことはありません。

国があらゆる社会保障分野で国民の生活を破壊する改悪をこれまでもこれからも進めようとしていますが、住民に最も身近な住民福祉の機関として子の値上げに対し藤枝市はどのように取り組んだのでしょうか。以下４点で確認します。

1. 今予算段階で、介護保険会計の中にある介護給付費準備基金残高の見込みがいくらであり、来年度から3年間の第6次介護プラン実施期間中その全てを保険料軽減のために取り崩して活用するか。
2. ２月議会最終日に補正予算で出される予定の国予算「地域住民生活等緊急支援のための交付金」の活用、全体で１億２千万。その用途の中には、介護用品の購入や入浴回数の増加、ホームヘルプの時間延長、病院施設の付き添い送迎など追加サービスを購入する商品券などに充てることもも可能である。値上げに対し、こうした活用を行うべきではないか。
3. 介護保険制度は２０００年から１００年安心と銘打たれながら実施されましたが、１５年後の今日、安心どころか特養の待機者は全国で５２万人、市内でも緊急性を持つ人だけでも６４人。要支援１・２の訪問、通所介護も、保険制度から市事業への移管、ヘルパー専門職によるサービスから市ボランティア事業へのサービスの明らかな後退、一定所得者以上の利用料１割から２割値上げなど。安心どころか崩壊へと進みつつあります。保険料も今回の値上げ（第6期）は制度が始まった第1期（2000年～2002年）当時と比べると2600円も上げっています。（平均基準額）。市民は限界にきつつある。そろそろ一般会計からの法定外繰り入れを視野に入れ実行に移すべきではないのか。
4. 保険料の算定基準は自治事務であるが、低所得者には原則の基準にとどまらず減免措置を講じることは市の裁量でやろうと思えば可能です。愛知県刈谷市は５期の計画で第１段階（生活保護、市民税非課税世帯）は基準額×０・１（本市は０・５）第２段階（合計所得金額８０万以下）は基準額×０・３５（本市は０・５）と低所得者には手厚い施策を市の私も刈谷の担当者に電話で確認しましたが、独自判断で実施しています。こうしたやり方に学ぶべきではないでしょうか。

以上、市としてやれるだけのことはこれだけあるが、これらをどのように検討し、今回の値上げとなっているか。

（答）１：本年度末の準備基金残高は、３億５千万円と見込んでおります。

また、平成２７年度から始まる、第６次介護・福祉ぷらん２１の計画期間の３年間に、保険料の上昇を抑えるため、３億３千万円を繰り入れる内容としました。

なお、残りの２千万円につきましては、万が一に備え、留保してまいります。

２：国の地域住民生活等緊急支援のための交付金の活用方法については、現在、関係部局で、鋭意検討中です。

３：介護保険事業の要（かなめ）となる介護給付費におきましては、その５０％が公費でまかなわれており、市の法定負担分は１２．５％となっております。

保険制度の相互扶助の趣旨から、法定外繰り入れは考えておりません。

本市では、１１の所得段階の内、以下に述べる、二つの所得段階において、国の基準を下回る料率を適用し、低所得者に対する軽減措置を講じております。

４：まず一つ目として、世帯全体が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が８０万円を超え１２０万円以下の第２段階の被保険者につきましては、国の基準の０．７５から０．６５に軽減しております。二つ目として、本人が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が８０万円以下の第４段階の被保険者につきましては、国の基準の０．９から０．８３に軽減しております。

（問）介護保険法には、相互扶助で法定外繰り入れができないとはどこにもない。

「100年安心」と国民に説明され始まった制度開始から15年で保険料が3000円近く値上げになり、必要なサービスも減らされる状況で、法定外繰り入れに踏み込む時期ではないか。

今回の値上げが市内4300人もの人たちが第1第2段階、その人たちの生活実態に及ぼす影響を見た場合はどうか。年収150万の人に対しての今回の保険料月額2490円という額が、その人たちの立場から見てどういう金額であるか。その検討はさらにすすめていくべきではないか。

（答）先ほどの繰り返しになりますが、国も、収入のみに着目した一律の減免や、一般財源の繰入は、これを厳に慎むように、と指導しておりますし、相互扶助という社会保険制度の趣旨からも、法定外繰り入れは考えておりません。

この制度を今後も持続可能なものとするためには、低所得者であっても保険料を負担し続けること、これを可能にする必要があります。

そして、そのことは、この先の、第７期、第８期も同じです。

本市では、介護保険制度が始まった当初から、所得段階の細分化や、国の基準以下の料率の適用等により、県内でもトップクラスの手厚い内容として、低所得者の方々への負担軽減に努めております。

（これら低所得者の減収分は高所得者の保険料で補填していますが、被保険者一人当たりに換算すれば約９０円の保険料で補填したと試算され、これは、まさに「ひとりは万人のために、万人はひとりのために」の保険制度の精神を体現する結果となっています。）

（問）法定外繰り入れの政府の指導は、指導ではなく「助言」で自治体はそれに従う義務はないと我が党の国会論戦の中で厚労大臣が答弁している。選択肢としてはあると確認しておく。